

2020年5月26日

九州電力送配電エリアにおけるPCSを用いた発電設備を有する発電事業者の皆さま

経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

電気の電圧及び電力品質を維持するために必要な発電事業者の協力について

今般、九州電力送配電株式会社(以下、九州電力送配電)の一部エリアにおいて、再生可能エネルギー発電比率が高い昼間帯に電圧フリッカと呼ばれる「照明がちらつく現象」が確認されております。

これまで、九州電力送配電では電圧フリッカ発生抑制のため、新型能動的方式による単独運転防止機能を有する10kW以上の低圧太陽光PCSを対象として設定変更を進めることとしており、九州電力送配電より対象となる設備を有する発電事業者に対して協力を求め、対応してきたと報告を受けております。

一方、今般九州電力送配電エリアで確認された電圧フリッカは、これまでとは異なる変動周期で発生しているため、原因究明を行い、対象となる単独運転検出方式を拡大するなど、更なる対策を実施する必要があると九州電力送配電から求められております。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」第5条第1項第4号においては、認定基準として、再生可能エネルギー発電事業者は、電力会社から、当該電力会社はその供給する電気の電圧及び周波数の値を維持するために必要な範囲で、当該再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制その他の協力を求められたときは、これに協力するものであることが規定されています。

また、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」第2章第2節第2条においては、再生可能エネルギー発電設備等を連系する場合であって、出力変動や頻繁な並解列による電圧変動(フリッカ等)により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは、発電設備等設置者において電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行うものとする」と記されております。

については、九州電力送配電管内でPCSを用いた発電設備を有する発電事業者においては、九州電力送配電からPCSに関する調査及び対策等の協力を求められた際にはこれに協力する義務があることをご認識いただき、適切に対応いただく必要がございます。

以上